

事 務 連 絡  
令和5年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課  
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

御中

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室

外国人との共生に係る啓発月間に合わせた出前講座（出張授業）の実施等  
について（周知）

平素より、文部科学行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

今般、法務省（出入国在留管理庁）から、今年度より、毎年1月を外国人との共生に係る啓発月間と定め、今後、当該月間と関連行事等を通じ、外国人との共生に係る啓発を我が国社会全体の運動として日本全国に展開していく予定であるところ、今年度は、当該月間（令和6年1月1日から31日）に合わせて、地方出入国在留管理官署において、やさしい日本語や外国人との共生社会の実現に向けた取組等に関する、小中学生又は高校生等向けの出前講座（出張授業）の実施を予定しており、その旨学校教育機関に周知願いたい旨、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、今後、地方出入国在留管理官署から、管轄地域に所在する学校教育機関への呼びかけ等が行われることが見込まれますので、お知らせします。

なお、当該出前講座（出張授業）の実施を希望する学校教育機関がありましたら、地方出入国在留管理官署からの呼びかけ等を待たずとも、最寄りの地方出入国在留管理局・支局の広報担当者又は受入環境調整担当官に相談願いたいとのことです（問合せ先については別紙のとおり。）。

添付物

地方出入国在留管理局等一覧

1部

<本件担当>

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室  
外国人教育政策企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3222)

E-mail : kokusai@mext.go.jp

## 地方出入国在留管理局等一覧

札幌出入国在留管理局	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎	TEL 0570-003259 (IP電話・海外から: 011-211-5701)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20仙台第2法務合同庁舎	TEL 022-256-6076(代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	TEL 0570-034259 (IP電話・海外から: 03-5796-7234)
成田空港支局	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代) TEL 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041	東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟	TEL 03-5708-3202(代)
横浜支局	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 0570-045259 (IP電話・海外から: 045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601	愛知県名古屋港区正保町5-18	TEL 0570-052259 (IP電話・海外から: 052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1CIQ棟3階	TEL 0569-38-7410(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 0570-064259 (IP電話・海外から: 06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎	TEL 078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎内	TEL 082-221-4411(代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎	TEL 087-822-5852(代)
福岡出入国在留管理局	〒810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	TEL 092-717-5420(代)
那覇支局	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	TEL 098-832-4185(代)

事 務 連 絡  
令和5年11月27日

文部科学省担当部署 御中

法務省出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室

外国人との共生に係る啓発月間に合わせた出前講座（出張授業）の実施等に関する学校教育機関への連絡について（依頼）

平素から出入国在留管理行政及び外国人の受入れ環境整備について御理解・御協力を賜りありがとうございます。

本年6月に「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」では、今年度に外国人との共生に係る啓発月間を創設するとともに啓発イベントを実施することとされているところ、現在、下記1及び2のとおり実施することを予定しております。

今後、当該月間と関連行事等を通じ、外国人との共生に係る啓発を我が国社会全体の運動として日本全国に展開していきたいと考えておりますが、外国人との共生の実現に向け、外国人との共生に係る意識を我が国社会に浸透させていくためには、先入観が少ない子どもの頃から外国人との共生に触れる機会を作り、「特別なこと」から「当たり前のこと（身近で普通のこと）」といった感覚を身に付けていただくことが重要と考えられます。

そこで、当該月間（令和6年1月1日から31日）に合わせて、地方出入国在留管理官署において、小中学生又は高校生等向けに、やさしい日本語や外国人との共生社会の実現に向けた取組等について知っていただくための出前講座（出張授業）の実施を予定しており、管轄地域に所在する学校教育機関への呼びかけや実施希望を募ることとしております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、上述の、啓発月間に合わせた小中学生又は高校生等向けの外国人との共生に関する出前講座（出張授業）の実施等について、メール等により、地方公共団体の担当部署や大学、短期大学、高等専門学校担当部署を通じた学校教育機関へ周知いただきたく、御理解・御協力のほどどうぞお願いいたします。

## 記

### 1 啓発月間について

毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー (LIFE IN HARMONY) 推進月間」と定め、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成のための啓発活動を実施していくこととし、令和5年度(令和6年1月)については、別添のとおり実施することを予定しております。

### 2 中央イベントについて

令和5年度については、推進月間実施期間中における国の中央イベントとして、令和6年1月21日(日)に国際交流館プラザ平成(東京都江東区(お台場))にて「オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)」を開催し、別添のとおり実施することを予定しております。

#### 添付物

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 推進月間の概要   | 1部 |
| 2 中央イベントの概要 | 1部 |

# 「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」について

- 外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進を目的として、毎年1月1日から1月31日を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」（英語名：LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH）に設定。
- 法務省をはじめ、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成に係る啓発活動、情報発信等を全国で実施。
- 中央イベントとして、会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催。

## 行事概要

名称：ライフ・イン・ハーモニー推進月間（英語名：LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH）  
実施期間：毎年1月1日～1月31日（令和5年度は、令和6年1月1日～同年1月31日）  
主唱者：法務省（関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、全国的に運動を展開）

## 主な実施内容（調整中）

### ◆ 推進月間の認知度向上

- ポスター・リーフレット・動画の作成
- 特設サイトの作成
- WEB、SNS等を活用した情報拡散
- 各種メディアを活用した情報発信
- 公共施設等における広告展開
- 関係機関（事業者、各種団体等）を通じた周知

### ◆ 推進月間中のイベント

- 中央イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」の開催  
（令和6年1月21日（日）、会場：東京国際交流館プラザ平成、対面形式とオンライン形式のハイブリッド開催）
- 各主体による様々なキャンペーン活動の展開
- 小中高生等を対象とした出張授業  
（我が国の共生施策や、やさしい日本語の説明）

認知度の向上及び定着・浸透を図る